

「(仮称)唐津風力発電事業環境影響評価準備書」に対する意見

本事業は、唐津風力合同会社が、佐賀県唐津市北波多地区・相知地区、伊万里市大川地区等の山間部地域に総出力 54,000 キロワットの風力発電所を設置するものである。

地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があるものの、気候変動により、近年、豪雨による土砂災害や流木被害等が続いている。県内においても令和元年、令和 3 年と山間部地域で大規模災害に見舞われており、本事業の実施に伴い、土地の形状変更や工作物の新設による環境保全上の支障が懸念される。

特に、本事業の実施予定区域には、地すべり防止区域や水源の涵養という森林の機能を確保するため指定した保安林が含まれていることから、森林の機能に大きな影響を及ぼさないようにするため、これらの区域における開発は避けるべきである。

1 全体的事項

- (1) 事業実施に当たっては、関係法令及び環境保全目標値（自主基準値）を遵守することはもとより、環境影響評価結果を踏まえた環境保全措置を確実に講ずるとともに、可能な限り環境保全対策に関する最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 事業実施にあたり大幅な計画の変更や予測し得なかった環境影響がみられた場合は、調査、予測及び評価を再実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。また、これらのほか、定期的な環境測定の結果やこれを踏まえた環境保全措置の内容等については、関係自治体、地域住民、地元関係者等に情報を広く周知するとともに意見聴取の機会を設けるなど丁寧な説明を行うこと。
- (3) 事後調査については、実施設計後など詳細な事業計画が決定された後に、再度検討したうえで実施すること。また、事後調査の結果、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- (4) 環境影響評価書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を記載し、分かりやすい図書とするよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び低周波音（超低周波音を含む。）

ア 対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置から最寄りの住居までの距離は約0.7kmと近接している。

本事業の実施により、風力発電設備の稼働に伴う騒音の予測結果は、全ての予測地点で「風力発電設備から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月環境省）に示される指針値を満たしているが、指針値上限値やそれに近い値もみられる。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び低周波音について、環境保全措置を確実に実施し周辺地域への影響を回避・低減すること。

また、騒音及び低周波音に係る事後調査を適切に実施し、影響を十分に低減できていないと判断される場合は、専門家等からの助言を踏まえて、住宅の防音対策や風力発電設備の稼働調整などの追加的な環境保全措置を講じること。

イ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果は、全ての予測地点で要請限度以下となっているが、沿道1の平日昼間の値は要請限度上限値となっている。

このため、工事用資材等の搬出入に伴う騒音の影響について、環境保全措置を確実に実施し周辺地域への影響を回避・低減するとともに、車両が通過するルートや時間を分散するなど適切な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(2) 風車の影

本事業の実施により、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響に係る予測は、複数の住宅等において、環境保全目標値とした海外のガイドラインの指針値を超過する結果となっている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による影響が回避又は十分に低減できるよう、風力発電設備の位置の変更や稼働調整などの環境保全措置を検討するとともに、影響を十分に低減できないと判断される場合は住宅への対策など適切な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

(3) 動物及び植物

ア 対象事業実施区域及びその周辺区域では、「環境省レッドリスト2020」における絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、準絶滅危惧のハチクマ、ハイタカ等の猛禽類や「佐賀県レッドリスト2003」における準絶滅危惧種のコキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリなどの重要な動物が確認されている。

本事業の実施により、風力発電設備の存在、稼働に伴うブレード、タワーへの接触といった鳥類及びコウモリ類への影響について、予測には不確実性を伴うため、風力発電設備の稼働後のバードストライク、バットストライクの有無、渡り鳥の移動経路等への影響に係る事後調査を適切に実施すること。

また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類やコウモリ類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、衝突や移動の阻害等のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の環境保全措置を講ずること。

イ 風力発電設備の存在、稼働に伴う渡り鳥の移動経路等への影響に係る事後調査について、飛翔が多かった秋季に実施する計画となっているが、現地調査において春季においても多くの渡り鳥の通過が確認されていることから、専門家等からの助言を踏まえて、春季での実施について検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 発電機番号WTG 4、WTG 5の風力発電設備設置予定位置周辺では、植生調査が実施されていないため、植生調査を行うこと。調査の結果、本事業の実施により、重要な群落等に重大な影響が及ぶおそれがある場合は、風力発電設備の基数の削減及び配置など影響の回避又は低減を図るための環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

エ 法面の緑化に際しては、景観面の環境保全措置として、種子吹付を行うことが示されているが、極力在来種を使用すること。

(4) 景観

対象事業実施区域周辺には、「蕨野の棚田」や「岸岳城跡」、「八幡岳」など多くの眺望点が存在している。

このため、周辺の主要な眺望点からの景観に配慮した配置・規模とするとともに、風力発電機の塗装色については環境融和塗色にすることや土地の改変面積を最小化するなど景観への影響を回避又は可能な限り低減すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及び周辺においては、森林等の豊かな自然が存在している地域であり、評価の対象として選定されている「主要な人と自然とのふれあいの活動の場」以外にも自然観察会等の候補地として考えられる場が存在している可能性があることから、本事業の実施に当たっては、地元の自然観察指導員等の助言を踏まえて、可能な限り人と自然との触れ合いの場の保全の措置をとること。

(6) 森林の開発について

森林は、土砂災害の防止、水源の涵養、美しい景観の形成、生態系の保全、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、県民の生命や生活を守る大切な財産である。

近年、気候変動の影響もあり、豪雨による土砂災害や流木被害が頻発しており、森林の開発は最小限にとどめること。

特に、本事業の実施予定区域には、地すべり防止区域や水源の涵養という森林の機能を確保するため指定した保安林が含まれていることから、森林の機能に大きな影響を及ぼさないようにするため、これらの区域における開発は避けるべきである。